

VII 参考資料

1 計画策定の経過

年 月 日	経 過
令和5年6月	県議会令和5年第2回定例会にこども基本法の施行に伴う対応について報告
令和5年9月	県議会令和5年第3回定例会に計画策定に向けた審議体制案について報告
令和6年2月	県議会令和6年第1回定例会に計画策定について報告
令和6年3月25日	令和5年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年6月7日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・青少年みらい本部
令和6年7月12日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和6年7月19日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和6年7月23日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和6年8月7日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年9月	県議会令和6年第2回定例会に骨子案を報告
令和6年10月30日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和6年11月1日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和6年11月5日	令和6年度第3回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和6年11月21日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年12月	県議会令和6年第3回定例会に素案を報告
令和6年12月11日 ～令和7年1月9日	素案の県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和7年2月3日	令和6年度第3回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和7年2月	県議会令和7年第1回定例会に案を報告
令和7年3月	県民意見募集の結果及び県の考え方を公表、計画策定

2 関連法律・条例

■ こども基本法（令和4年法律第77号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第 11 条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第 12 条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第 13 条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第 14 条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第 15 条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第 16 条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第 17 条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第 18 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第 19 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 20 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第 2 条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

■ 神奈川県子ども・若者施策審議会条例（令和5年神奈川県条例第82号）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員）

第5条 審議会に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちからこれを会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

（委員でない者の出席）

第8条 審議会又は部会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

■ 神奈川県こども目線の施策推進条例（令和6年神奈川県条例第80号）

神奈川県は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年に神奈川県子ども・子育て支援推進条例を制定し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。

しかしながら、いじめ、虐待、貧困等のこどもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化している。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にあるこどもの問題、子育て家庭の孤立化等社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在している。

こうした状況の中、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりたこども基本法が令和5年に施行された。同法においては、こどもの意見を国や地方公共団体の施策に反映させるための措置を講ずることが求められており、神奈川県においても、こどもに対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、こどもの目線に立った施策を推進していくことが必要である。

また、こどもが幸せに暮らすためには、こどもの幸せを追求するだけでなく、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境が重要である。このことに鑑み、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもの人権を尊重しながら、こどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

このような認識の下、こども目線の施策を推進することによって、かけがえのない存在である全てのこどもに笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができるいのち輝く社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則**（目的）**

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、こども目線の施策の推進について、基本理念を定め、並びに県、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、こども目線の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、こども目線の施策の推進を図り、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども目線の施策　こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、

及び社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策並びにこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (2) こども・子育て支援機関等 こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども目線の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。
- ア 全てのこどもは、その生命が尊重され、成長することができること。
- イ 全てのこどもは、国籍、性別、障害の有無及び程度等を問わず、いかなる差別も受けないこと。
- ウ 全てのこどもは、自己の意見を表明することができ、及びその意見を適切に考慮されること。
- エ 全てのこどもは、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (2) 子育てをする父母その他の保護者等について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること。
- (3) 社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。
- (4) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民（以下「県民等」という。）と連携し、総合的かつ計画的なこども目線の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民等の自主的かつ積極的なこども目線の施策に関する取組を促進するため、この条例の趣旨及び内容並びに県が実施するこども目線の施策について、県民等が関心と理解を深めることができるよう、啓発活動及び情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、こども目線の施策について、県民等に意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、こども目線の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村がこども目線の施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報提供、助言、広域的な見地からの必要な調整その他必要な支援を行うものとする。

(こども・子育て支援機関等の責務)

第6条 こども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、専門的な知識及び経験を生かし、他のこども・子育て支援機関等及び医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関と有機的に連携し、こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と

職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行うよう努めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 こども・子育て支援機関等は、他のこども・子育て支援機関等の機能及び制度等について把握するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての理解を深め、及び県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるとともに、こどもを生む従業員及びこどもを育てる従業員が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 こどもの意見表明

第9条 県は、こどもが社会の一員として意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会を確保するとともに、その意見を施策に適切に反映させ、及びその結果を当該こどもに伝えられるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、こどもが主体的に政策の立案に参加することができる取組を実施するものとする。

第2節 基本計画

第10条 知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年、基本計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3節 こどもの権利擁護等

（生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実）

第11条 県は、生命の尊厳、こどもの人権尊重の重要性及び子育ての意義についてこどもの関心と理解を深めるための教育並びにこども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育の充実に取り組むものとする。

（いじめの防止等）

第12条 県は、全ての児童等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第3項に規定する児童等をいう。）が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ（同条第1項に規定するいじめをいう。以下この条において同じ。）が行われなくなるよう必要な措置を講ずるとともに、いじめの問題に関する社会全体の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（児童虐待の防止等）

第13条 県は、市町村、地域住民及び関係機関と連携し、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下この条

において同じ。)の予防及び早期発見のため、相談対応その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村及び関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童（児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）が児童虐待を受けることなく、健やかに成長することができる良好な環境が整うよう、当該児童に対する支援並びにその保護者に対する支援及び必要な指導を行うとともに、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下この条において同じ。）及び地域社会の連帯が求められていることについて、啓発活動を行うものとする。

- 3 県は、児童虐待を受けた児童が、家庭で生活し、及び将来社会的に自立した生活を営むことができるよう、市町村及び関係機関が実施する居住環境の整備その他の児童の生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

（社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等）

第14条 県は、社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と社会的な自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者であるこどもに対し、円滑な社会的な自立のために必要な措置を講ずるものとする。

（要保護児童対策地域協議会に対する支援等）

第15条 県は、市町村が設置する児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会（以下この条において「協議会」という。）の運営が円滑に行われるよう、協議会に対し、情報収集、進行管理等に関する助言、研修その他必要な支援を行うとともに、協議会を積極的に活用するものとする。

第4節 こども・子育て

（こどもの社会的な自立のための支援）

第16条 県は、こどもの将来の社会的な自立に資するよう、就労等の社会参加に必要な能力及び技術の習得の支援、社会参加につながる機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

（こどもの居場所づくり）

第17条 県は、こどもが他のこども、地域住民等とともに安全に安心して過ごせる居場所（以下この条において「こどもの居場所」という。）を確保するための環境の整備に努めるとともに、こどもがこどもの居場所を利用することができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、県民等がこどもの居場所を設けることができるよう、環境の整備に努め、及び必要な支援を行うものとする。

（不登校のこどもに対する支援）

第18条 県は、不登校のこどもの将来の社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こどもの教育を受ける機会及び多様な体験をする機会を確保し、並び

に当該こどもの状態に応じた居場所を提供するため、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

（ひきこもり状態にあるこども等に対する支援）

第 19 条 県は、ひきこもり状態にあるこどもの社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こども及びその家族に対する相談対応、当該こどもの状態に応じた居場所の提供その他必要な支援を行うものとする。

（孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援）

第 20 条 県は、こどもが孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）第 1 条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下この条において同じ。）となることを予防し、及び孤独・孤立の状態にあるこどもがその状態から脱却するための必要な支援を容易に受けることができるよう、国、県、市町村、こども・子育て支援機関等、事業者、地域住民等多様な主体の連携を促進するとともに、同法第 1 条に規定する孤独・孤立対策に関し、広く県民の関心を高めるための必要な啓発活動を行うものとする。

（貧困の状況にあるこどもに対する支援）

第 21 条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体でこどもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

（ヤングケアラーに対する支援）

第 22 条 県は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいう。以下この条において同じ。）に対し、ヤングケアラーの健やかな成長及び将来の社会的な自立に資するよう、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ヤングケアラーがその置かれている状況について正しく理解し適切な支援を求めることができるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ヤングケアラーが身近な人に相談、助言その他の支援を求めることができるよう、ヤングケアラーを支えるための体制を整備するものとする。

4 県は、ヤングケアラーの早期発見のため、県、市町村及び県民等の間において、個人情報保護に十分配慮しつつ、それぞれが実施したヤングケアラーへの支援に関する情報の共有を促進するものとする。

（医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援）

第 23 条 県は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども（以下この条において「医療的ケア児等」という。）が健やかに成長することができ、並びに医療的ケア児等及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第 24 条 県は、こども及びその保護者、妊産婦等に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

をいう。第3項において同じ。)、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケア、プレコンセプションケアその他市町村が行う母子保健に関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

4 県は、低出生体重児(体重が2,500グラム未満で出生した乳児をいう。以下この条において同じ。)が健やかに成長することができ、並びに低出生体重児及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、市町村及び関係機関と連携し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第25条 県は、こどもを生む家庭及び育てる家庭に対して、子育ての負担及び不安の軽減又は解消を図るため、相談対応の実施、必要な知識及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と他の活動の両立のための措置)

第26条 県は、父母その他の保護者等が、相互の協力と社会の支援の下に、こどもを生み、育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和を図ることができるよう、こどもを生む者及びこどもを育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第5節 推進体制等

(推進体制の整備)

第27条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、こども目線の施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(人材の確保、育成等)

第28条 県は、こども・子育て支援機関等における人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報提供、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

(子育て支援に取り組む事業者の認証)

第29条 知事は、事業者からの申請に基づき、子育てを行う従業員に対する支援に関して知事が定める基準を満たす事業者について、優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

2 前項の規定により認証を受けた事業者は、同項の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を受けた事業者が同項に規定する基準を満たさなくなったときは、同項の認証を取り消すことができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する認証等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰)

第30条 県は、こども目線の施策の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

(かながわこども・子育て支援月間)

第31条 県は、こども目線の施策に係る支援を推進するため、少なくとも毎年度1回、かながわこども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわこども・子育て支援月間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、かながわこども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(調査研究)

第32条 県は、こども目線の施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第33条 県は、こども目線の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

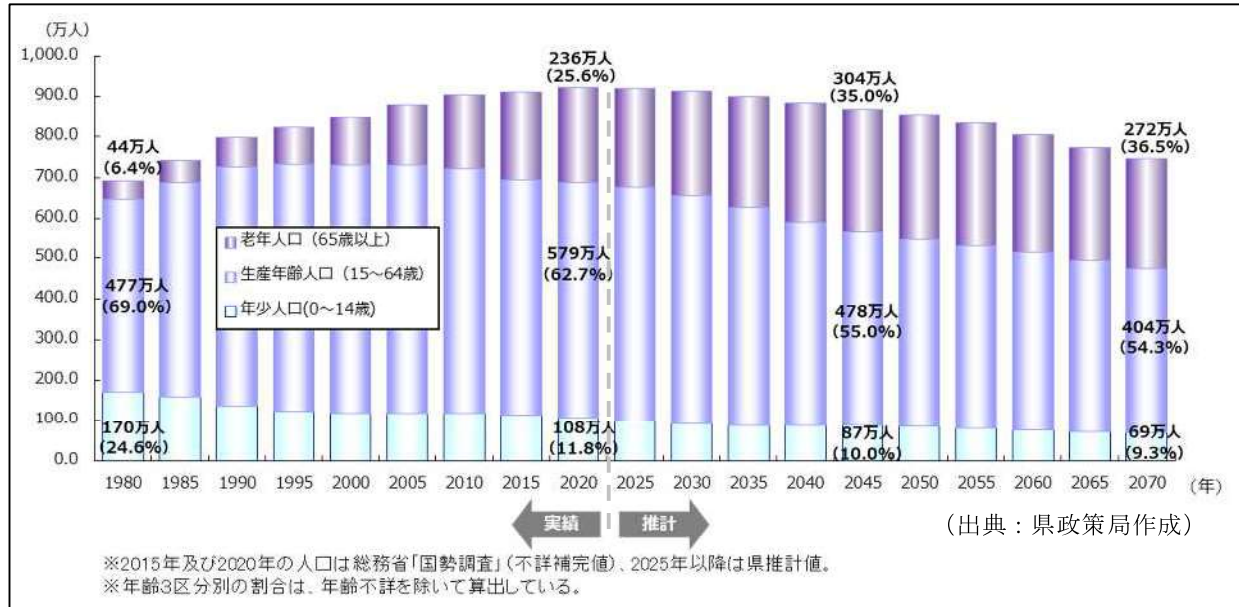
(1) 少子化の状況

ア 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2020年は約108万人となっています。

また、将来人口推計では、2045年には約87万人に、2070年には約69万人に減少すると見込まれています。

■参考図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）

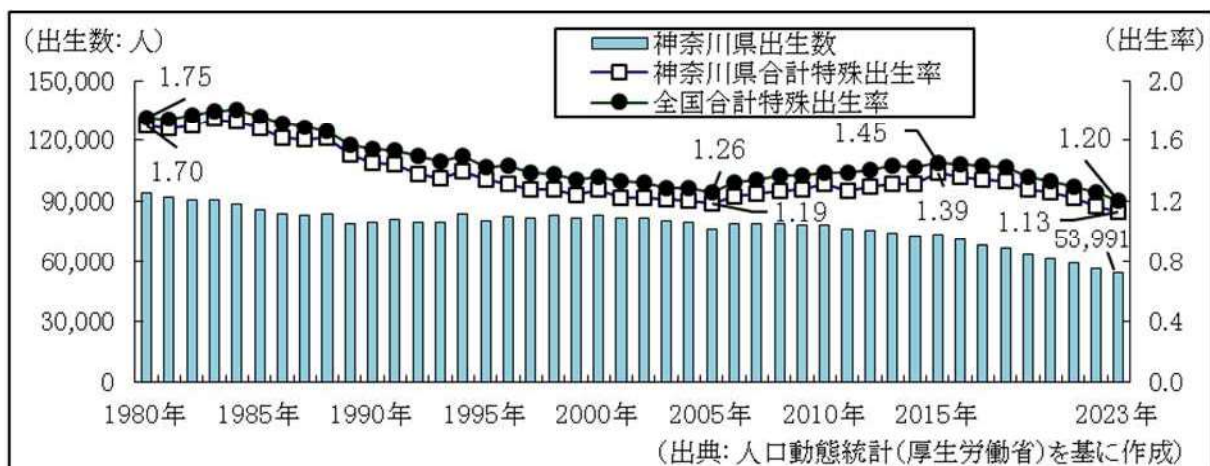


イ 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2023年では約5.4万人と減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2005年に1.19を記録した後は一時的に上昇に転じていたものの、2023年は1.13と過去最低を記録し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。

■参考図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）



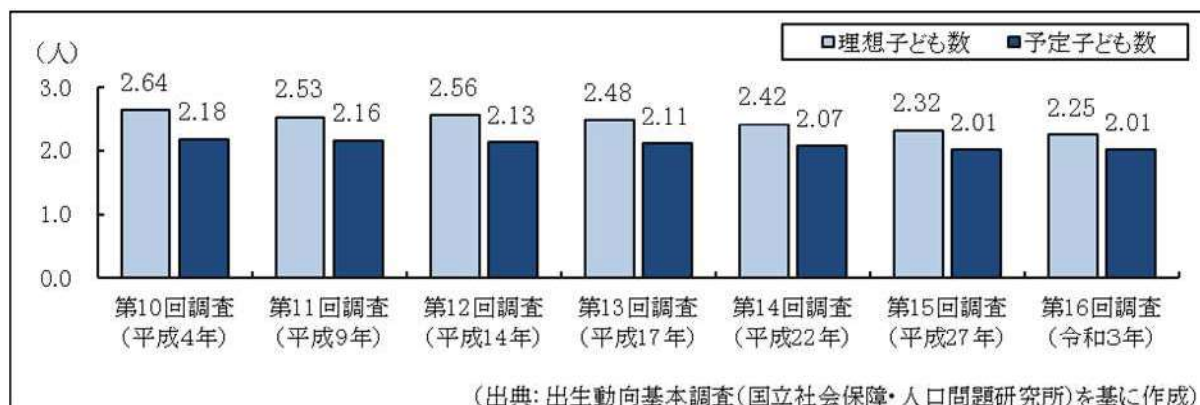
ウ 理想子ども数と予定子ども数

結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、令和3年は2.25人で過去最低を更新しています。

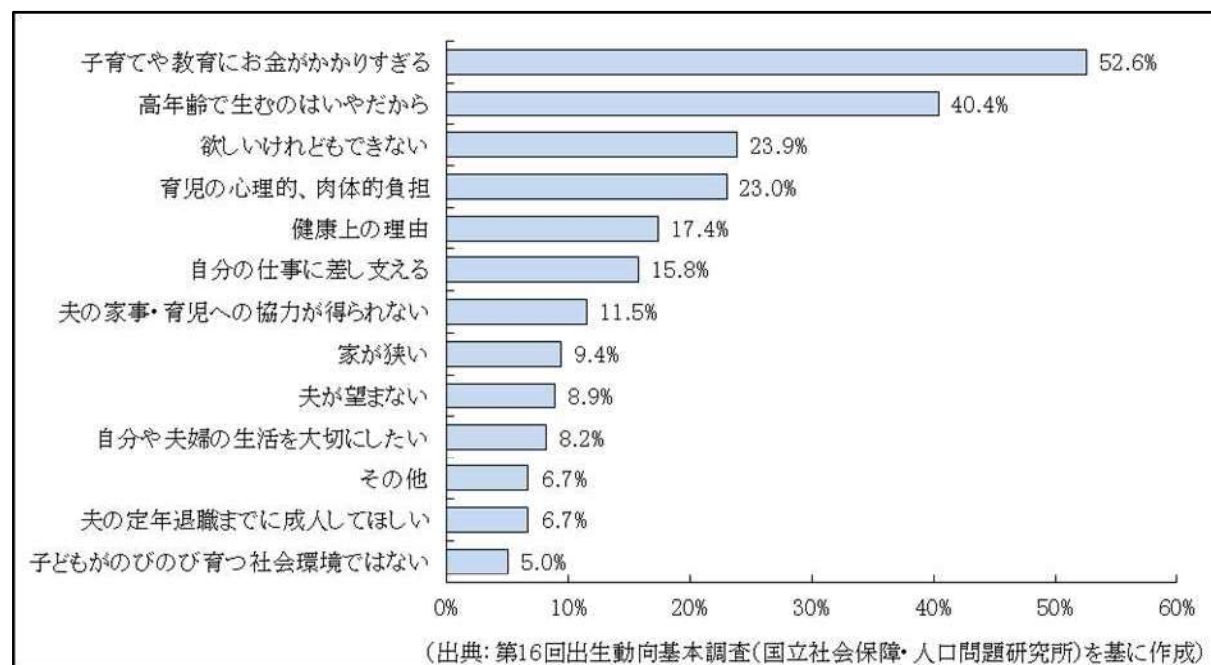
また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低と同数である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっています。

■参考図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■参考図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）



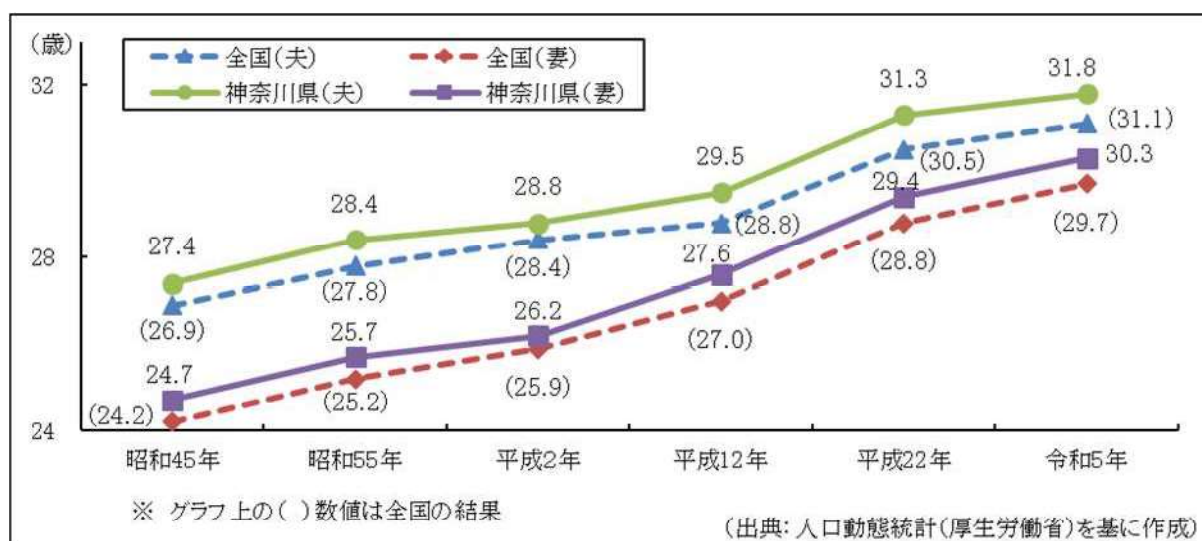
エ 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

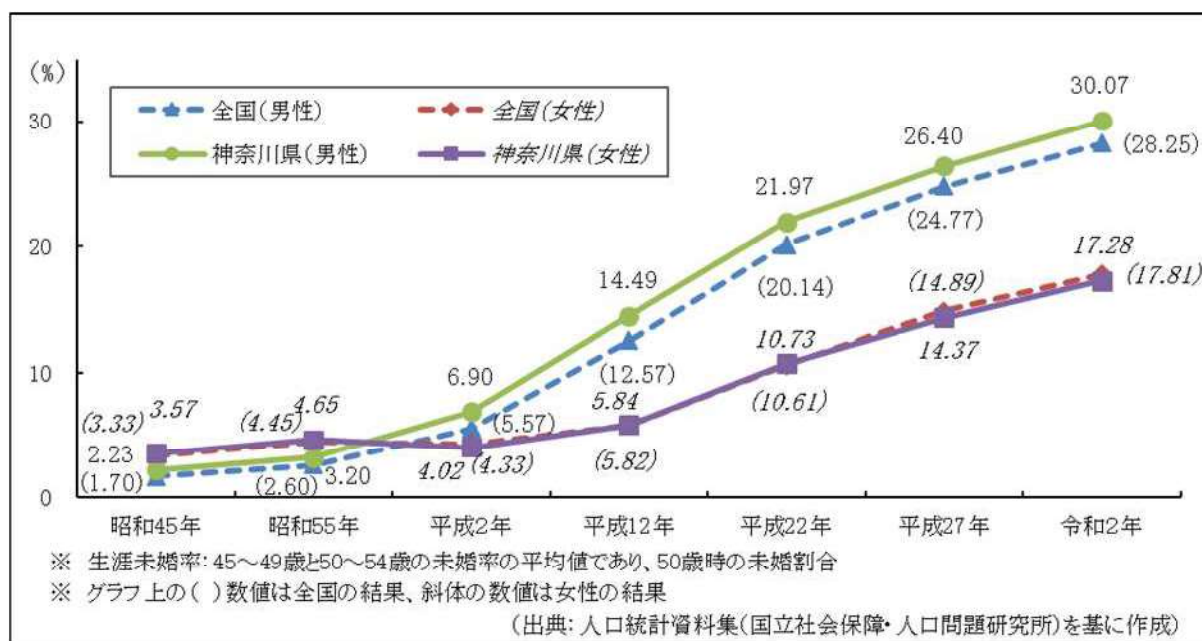
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で、男性は約13倍に、女性は約5倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■参考図表5：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■参考図表6：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

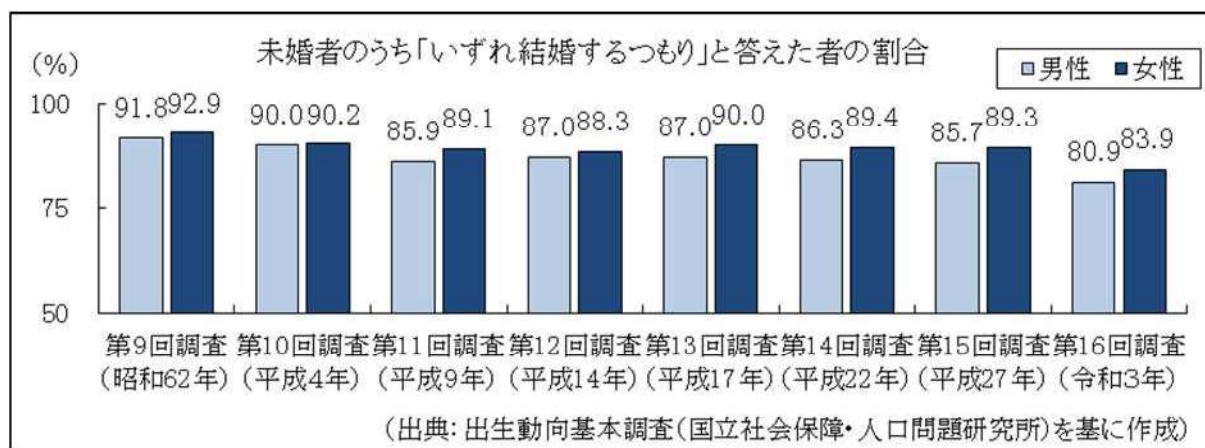


オ 結婚に対する意識

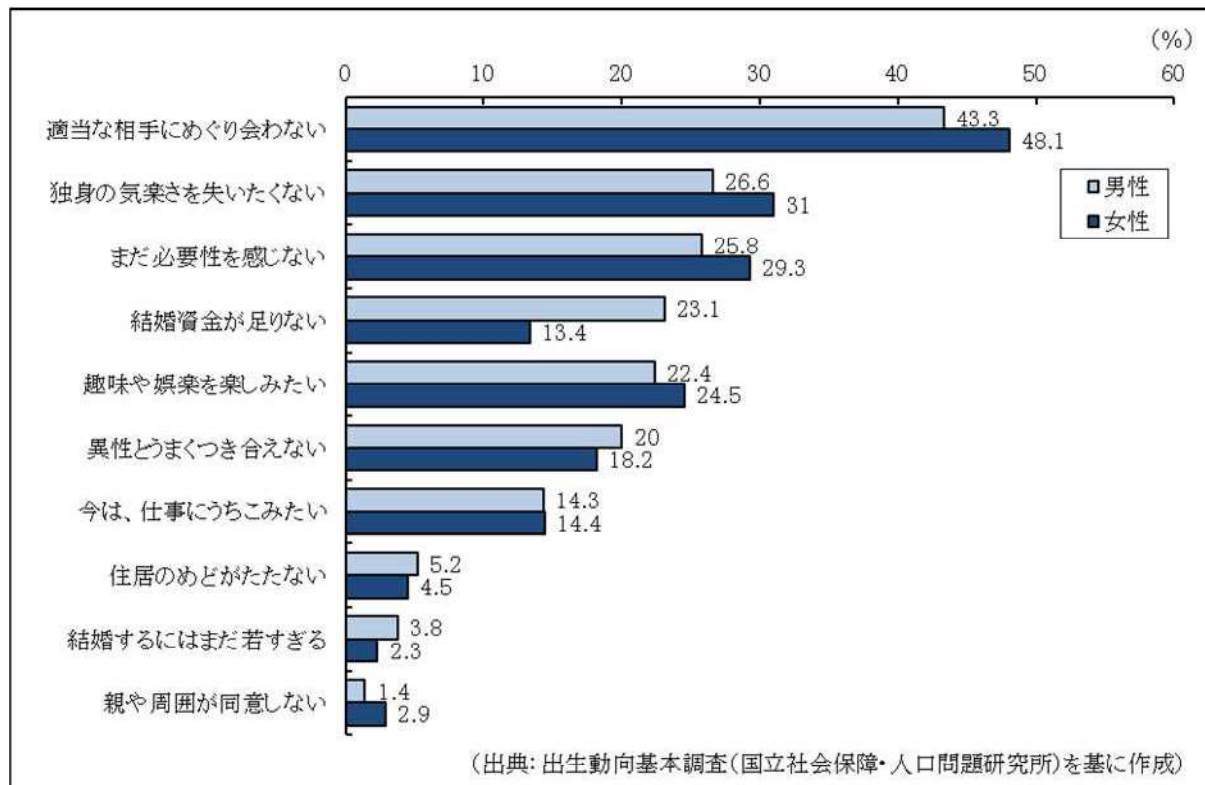
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していましたが、令和3年には5ポイント程度低下しています。

また、同調査で未婚者のうち、25歳～34歳の未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、「独身の気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」といった理由が続きます。

■参考図表7：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■参考図表8：独身でいる理由（全国）

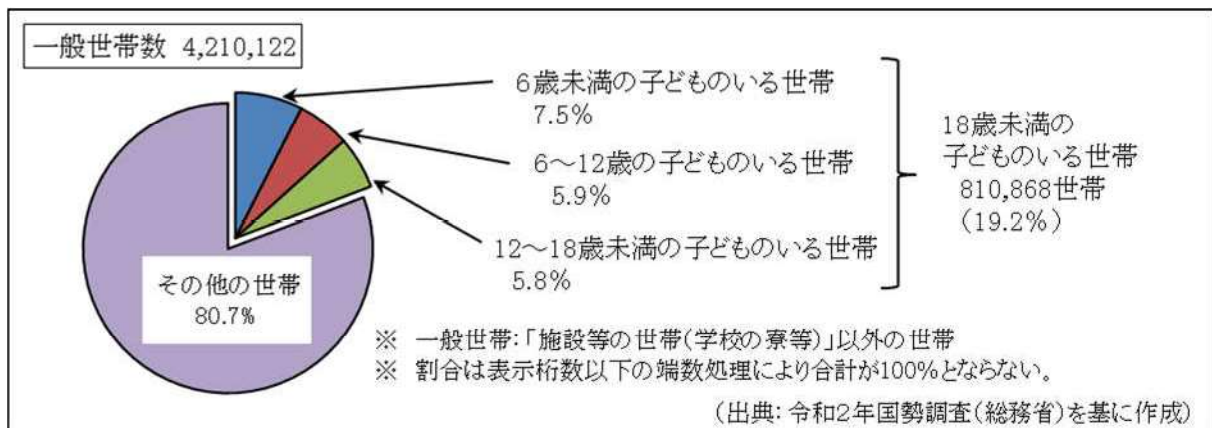


(2) 家族のかたちの変化

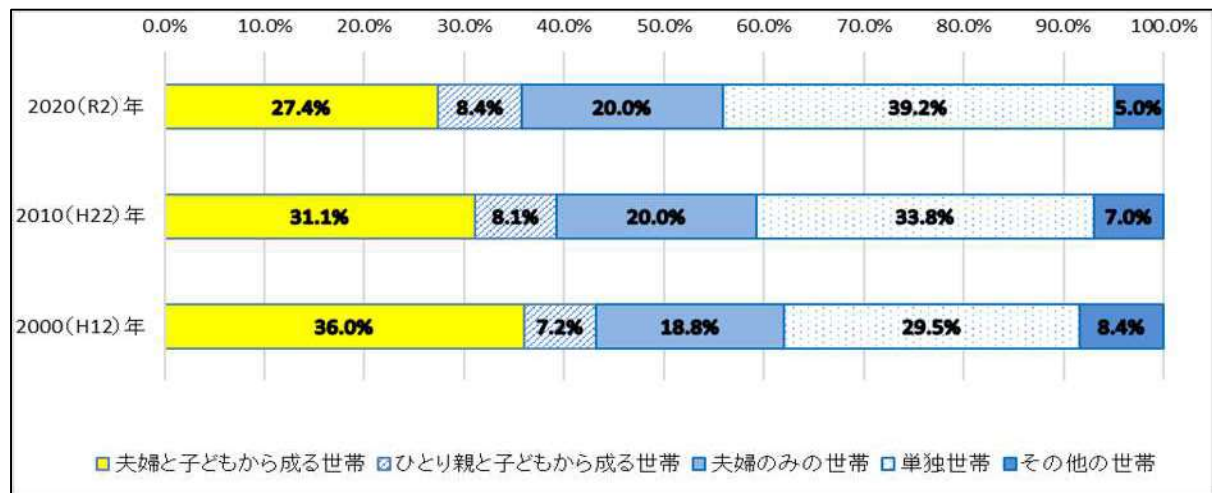
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっており、一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年は単独世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加しています。

■参考図表9：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■参考図表10：一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



(出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）)

■参考図表11：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位: 世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

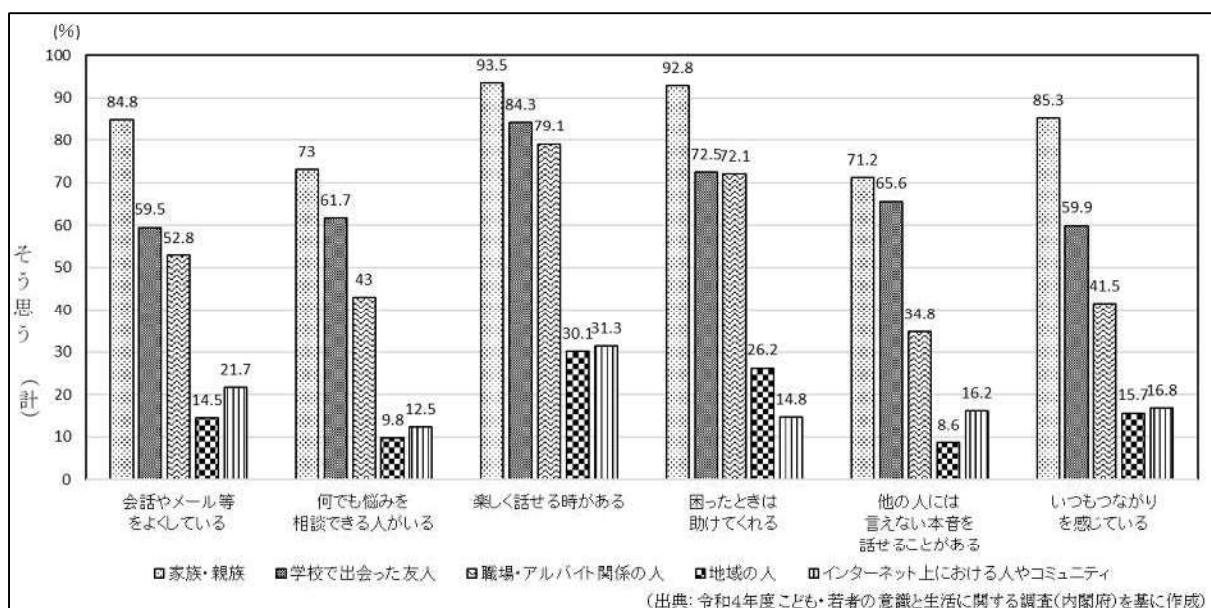
※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典: 就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

(3) 他者との関わり方・家族のかたちの変化

他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

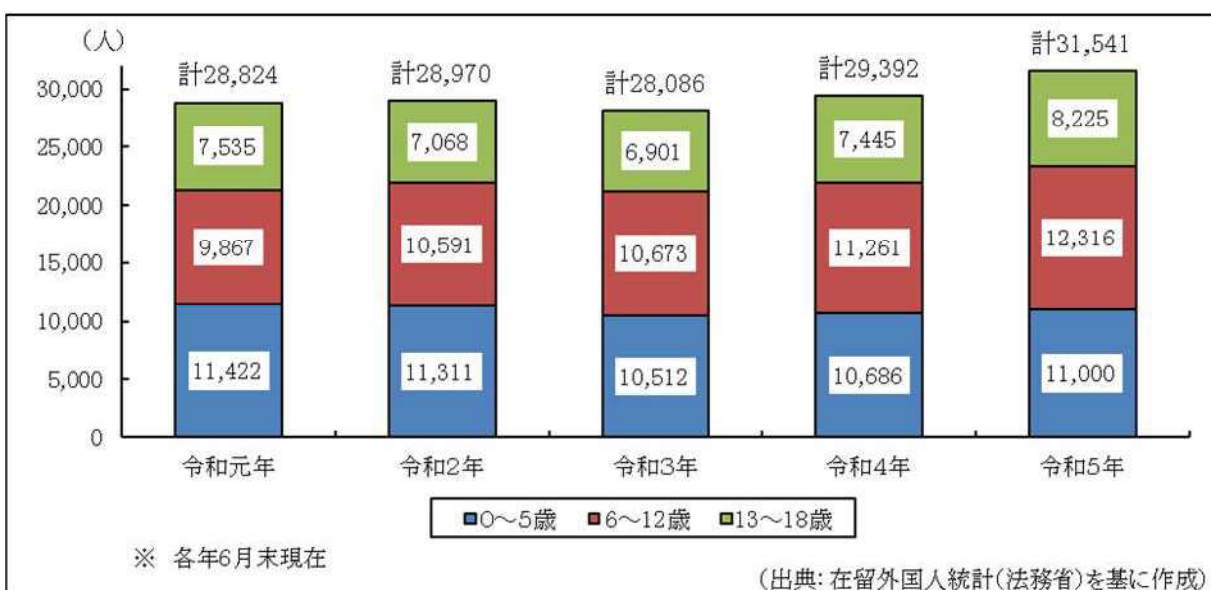
■参考図表12：他者との関わり方（全国）



(4) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあります。0～5歳の就学前児童は、令和元年の11,422人に対し、令和5年には11,000人となっています。

■参考図表13：在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



(5) ヤングケアラーの勉強時間

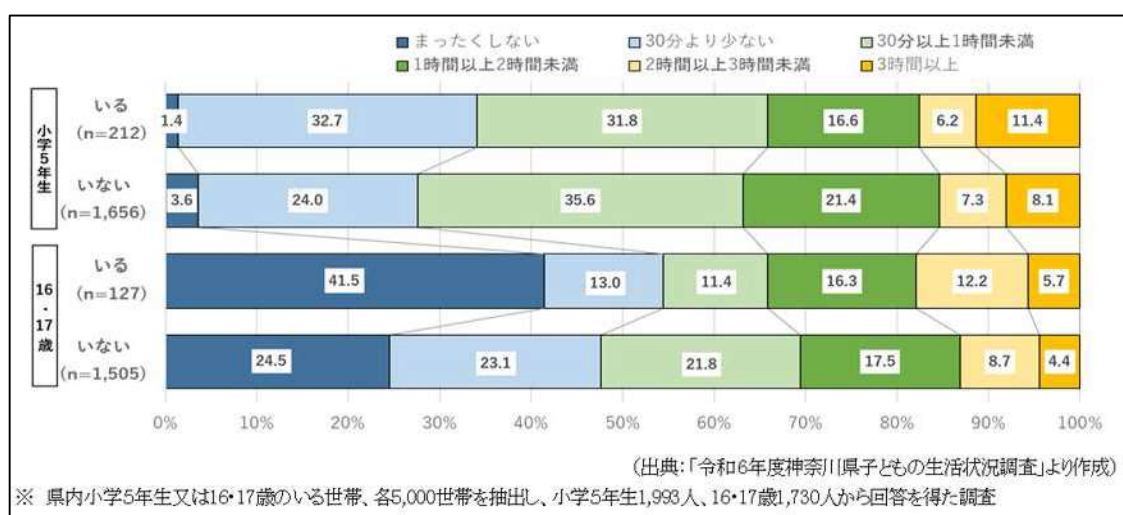
学校がある日の授業外での1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合をみると、ケアラー状況の小学5年生で34.1%、16・17歳で54.5%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ6.5ポイント、6.9ポイント上回る結果となっています。

一方で、学校がない日の1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合は、ケアラー状況の子どもの小学5年生で41.9%、16・17歳で49.6%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ4.7ポイント、8.7ポイント上回る結果となっています。

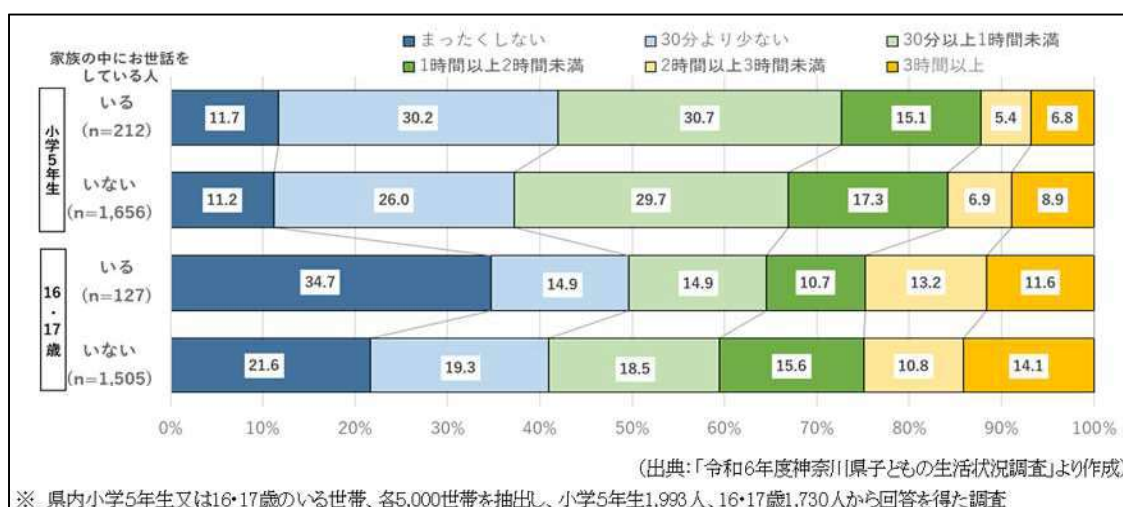
ケアラー状況の子どもは、平日の勉強時間がケアラー状況ではない子どもに比べて少なく、休日も同様の傾向がみられます。

さらに、ケアラー状況の16・17歳では、休日にまったく勉強時間を確保できていない人数の割合が34.7%となっており、ケアラー状況ではない子どもより、13.1ポイント上回る結果となっています。

■参考図表 14：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がある日）



■参考図表 15：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がない日）



(6) 児童虐待の相談内容

児童虐待の相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■参考図表 16：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心理的虐待	9,949件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)	13,298件 (61.4%)	14,411件 (60.4%)
身体的虐待	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)	4,458件 (20.6%)	4,997件 (21.0%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)	3,650件 (16.9%)	4,198件 (17.6%)
性的虐待	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)	248件 (1.1%)	234件 (1.0%)
計	17,273件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)	21,654件 (100.0%)	23,840件 (100.0%)

（出典：子ども家庭課資料）

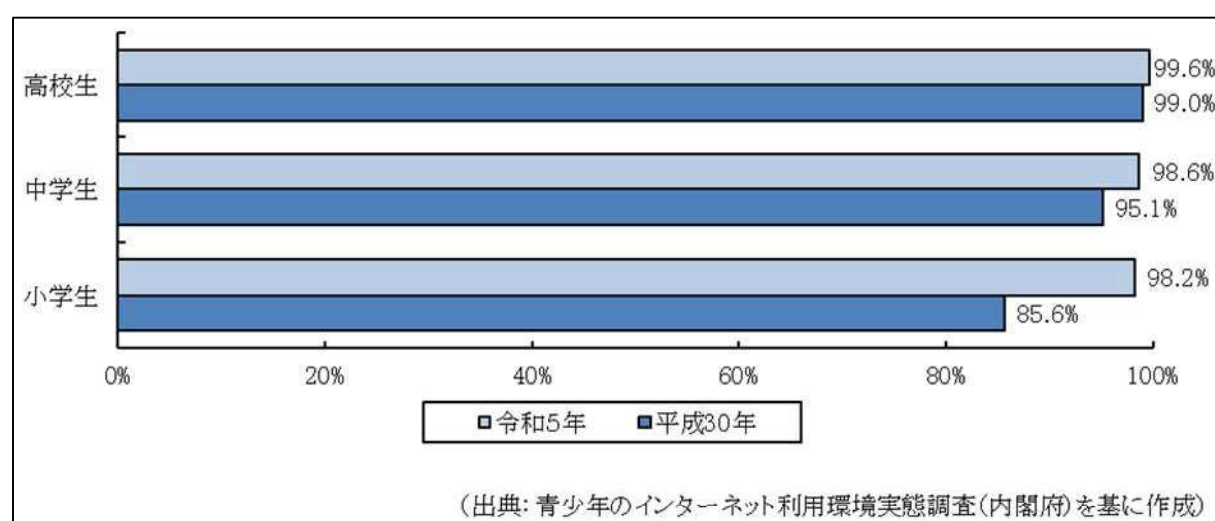
※ 割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(7) インターネットの利用状況

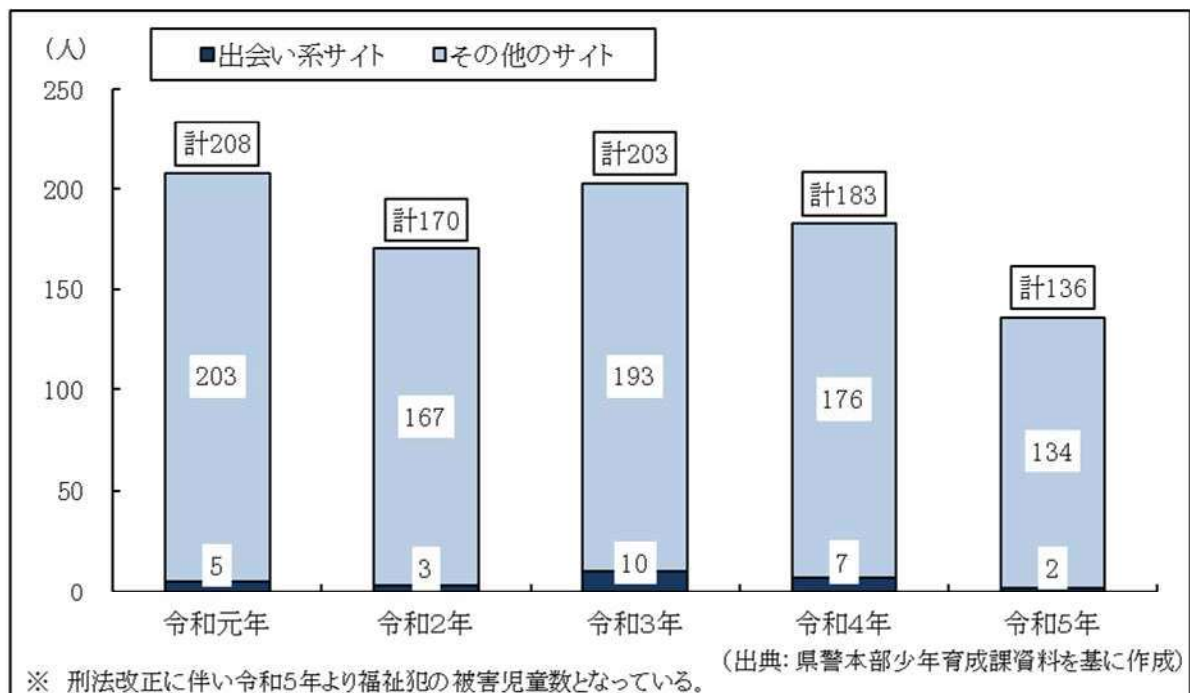
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和5年を比較すると増加しており、小学生では85.6%から98.2%となったことから、ほぼ全員がインターネットを利用していることになります。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、令和元年の208人に対し、令和5年は136人となっています。

■参考図表 17：インターネットの利用率（全国）



■参考図表 18：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



(8) 子どもの貧困の状況

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は 721.7 万円ですが、母子世帯は 270.6 万円
で平均より 6 割以上低い稼働所得となっています。

■参考図表 19：平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（全国）

		稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
全世帯		399.6万円	有	82.4%	有	24.7%
			(平均)	1,368.3万円	(平均)	390.6万円
			無	11.0%	無	65.4%
	児童のいる世帯	721.7万円	有	85.5%	有	55.7%
			(平均)	1,029.2万円	(平均)	1,185.1万円
	母子世帯	270.6万円	有	74.4%	有	36.3%
			(平均)	422.5万円	(平均)	246.6万円
			無	22.5%	無	60.1%

（出典：厚生労働省「令和 4 年（2022 年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 不詳は表示していないため、合計が100%にならない。

※ 「児童」とは、18歳未満の未婚の者

※ 「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない
65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）
のみで構成している世帯

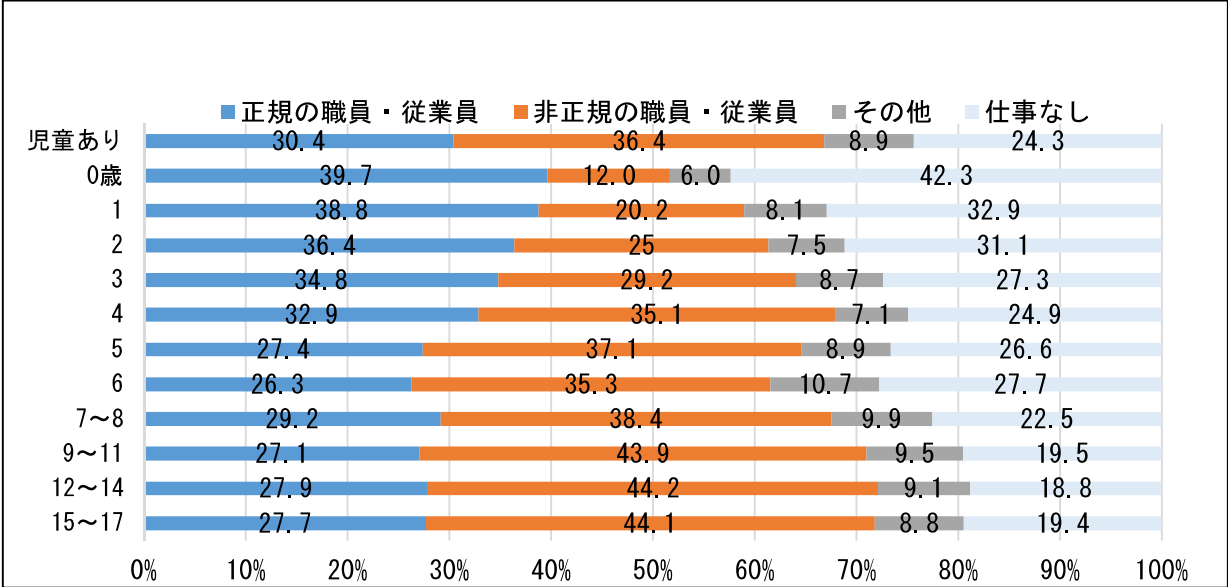
※ 稼働所得は2021年1月1日から12月31日までの1年間の所得

※ 貯蓄・借入金とは、2022年6月末日の現在高及び残高

ア 子どものいる世帯の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（30.4%）、「非正規の職員・従業員」（36.4%）、「その他」（8.9%（※））を合わせた仕事がある者は、75.7%となっています。また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。

■参考図表 20：末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況（全国）



（出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。

■参考図表 21：雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差（全国）

	男性			女性		
	正社員・正職員 ＜月額・千円＞	正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞		正社員・正職員 ＜月額・千円＞	正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞	
20～24歳	232.2	202.0	(87.0)	224.8	(96.8)	189.8 (81.7)
25～29歳	271.4	229.1	(84.4)	252.6	(93.0)	206.8 (76.2)
30～34歳	307.0	238.1	(77.6)	270.2	(88.0)	210.5 (68.6)
35～39歳	344.8	241.1	(69.9)	286.4	(83.0)	207.6 (60.2)
40～44歳	380.2	245.6	(64.6)	296.6	(78.0)	207.6 (54.6)
45～49歳	406.4	245.7	(60.5)	304.5	(74.9)	204.7 (50.4)
50～54歳	428.3	262.5	(61.3)	315.2	(73.6)	204.4 (47.7)
55～59歳	440.8	264.5	(60.0)	316.3	(71.8)	201.8 (45.8)
60～64歳	372.4	285.1	(76.6)	290.4	(78.0)	208.9 (56.1)
65～69歳	331.7	254.8	(76.8)	259.6	(78.3)	188.7 (56.9)
平均年齢	43.6歳	52.3歳		40.9歳		47.6歳
勤続年数	14.2年	11.1年		10.4年		8.3年

（出典：厚生労働省「令和5年（2023年）賃金構造基本統計調査」より作成）

※（ ）内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値

イ ひとり親世帯数

令和2年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は38,079世帯で、一般世帯数4,210,122世帯の0.9%となっており、平成27年調査に比べ5,961世帯（13.5%）減少しています。また、父子世帯数は5,159世帯で、一般世帯数の0.1%となっており、平成27年調査と比べ521世帯（9.2%）減少しています。

■参考図表 22：母子世帯と父子世帯の状況（神奈川県）

区 分			平成27年	令和2年	増減
			(A)	(B)	(B-A)/A*100
一般世帯			3,965,190	4,210,122	6.2%
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)		44,040 (1.1%)	38,079 (0.9%)	△13.5%
	配偶関係	未婚	7,512	5,234	△30.3%
		死別	3,497	2,927	△16.3%
		離別	33,031	29,918	△9.4%
父子世帯	総数 (対一般世帯構成比)		5,680 (0.1%)	5,159 (0.1%)	△9.2%
	配偶関係	未婚	338	286	△15.4%
		死別	1,372	1,308	△4.7%
		離別	3,970	3,565	△10.2%

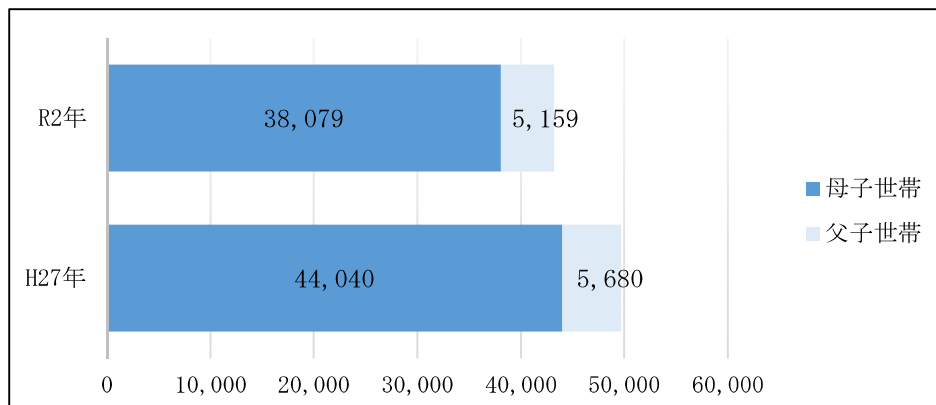
（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

※「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯

※「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

※「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

■参考図表 23：母子世帯と父子世帯の数



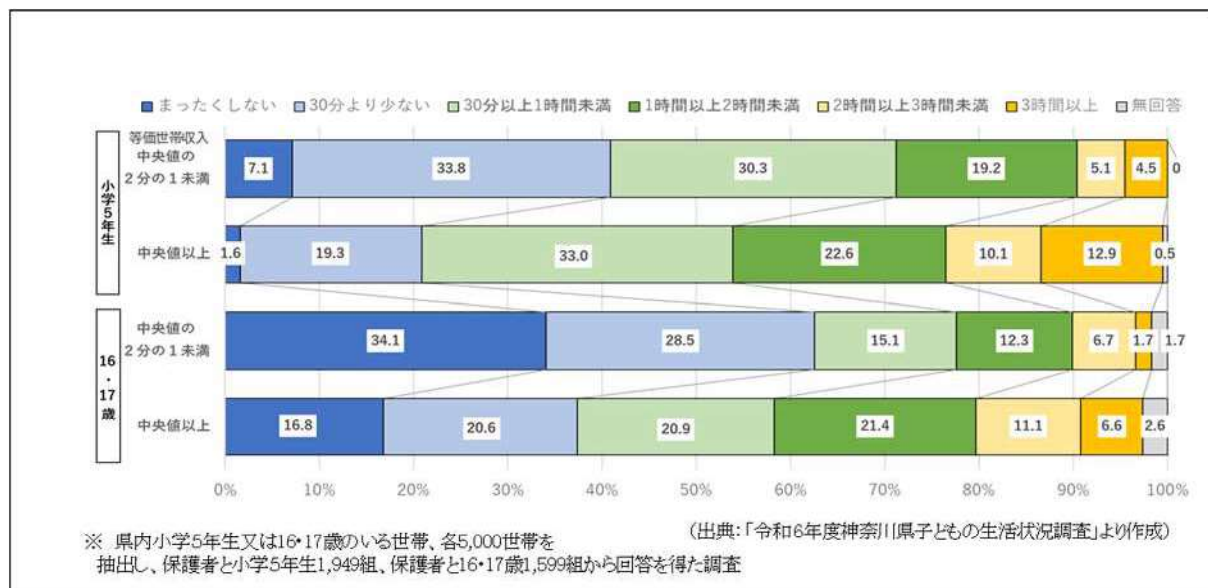
（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

ウ 勉強時間

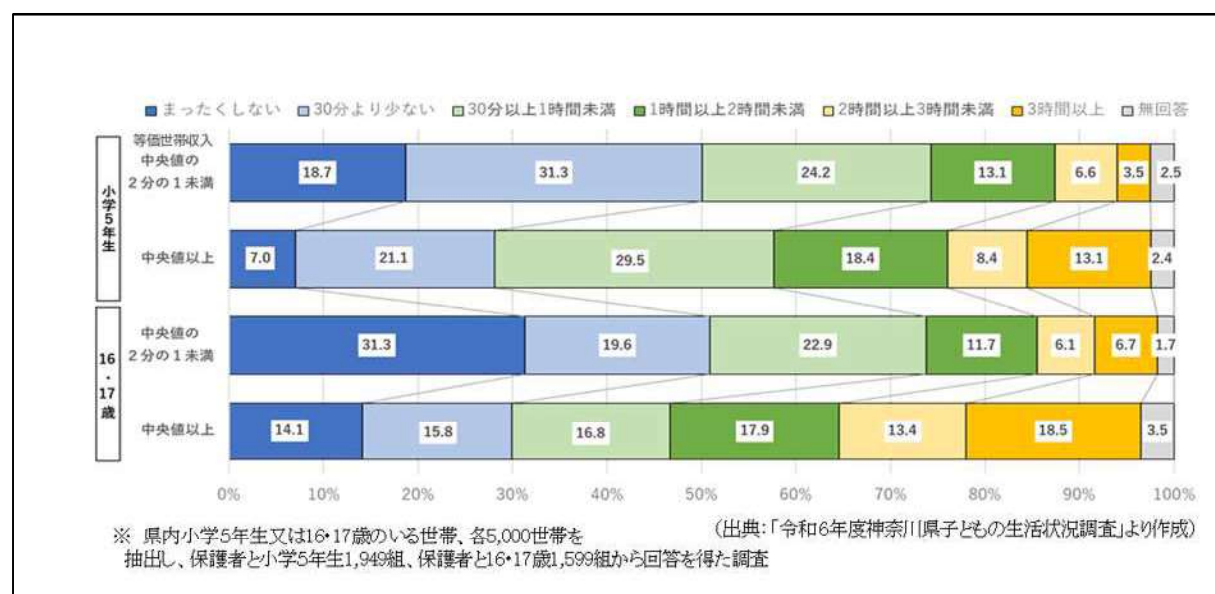
学校がある日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で28.8%、16・17歳で20.7%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.8ポイント、18.4ポイント少ない結果となっています。

また、学校がない日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で23.2%、16・17歳で24.5%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.7ポイント、25.3ポイント少ない結果となっています。

■参考図表 24：1日当たりの勉強時間（学校のある日）



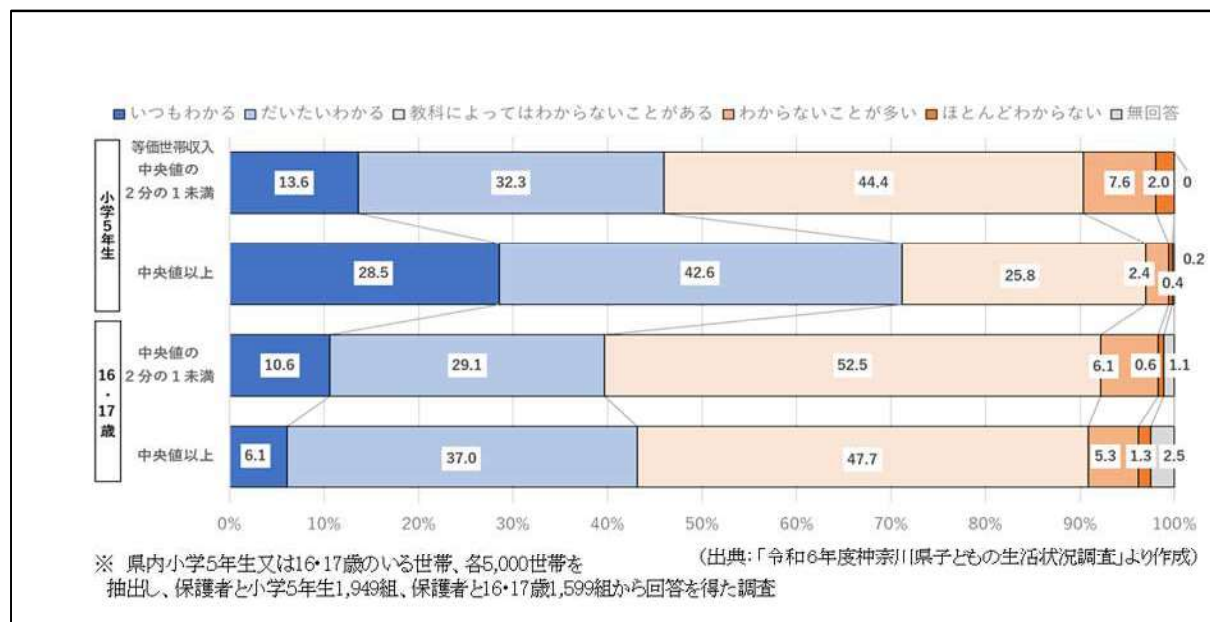
■参考図表 25：1日当たりの勉強時間（学校のない日）



エ 授業の理解度

授業の内容について「わかる」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で45.9%、16・17歳で39.7%となっており、小学5年生においては「中央値以上」の世帯を25.2ポイント下回る結果となっています。

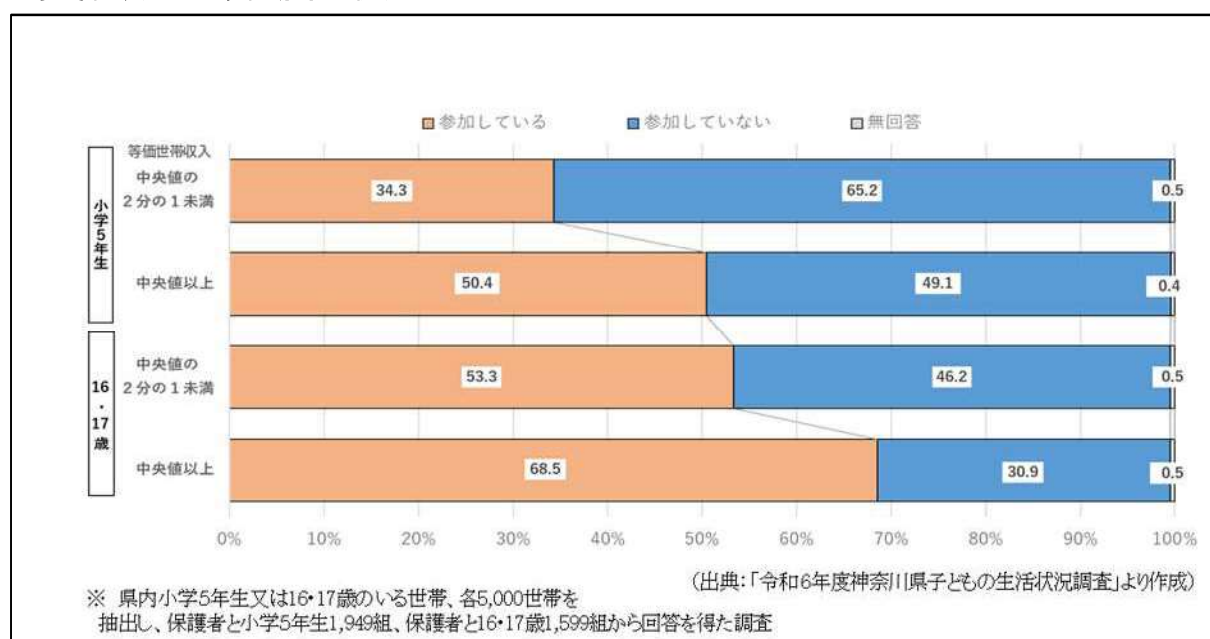
■参考図表 26：授業の理解度



オ 部活動等の状況

部活動等に「参加している」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯は小学5年生で34.3%、16・17歳で53.3%となっており、「中央値以上」の世帯と、それぞれ15ポイント以上の差がみられます。

■参考図表 27：部活動等の状況



カ 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における令和5年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.1%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率（大学等及び専修学校等に進学した者の割合）は86.0%、就職率は6.4%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ46.9%、34.6%と低く、就職率は33.6%、57.7%と高い割合となっています。

■参考図表 28：中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（神奈川県）

（ ）内は全国割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校 卒業生総数	75,417人	73,540人	75,512人	76,091人	75,275人
高等学校 等進学率	99.0% (98.8%)	99.3% (98.9%)	99.2% (98.8%)	99.2% (98.7%)	99.1% (98.6%)
就職率	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	65,684人	65,293人	64,786人	62,649人	60,088人
大学等 進学率	81.4% (77.0%)	83.5% (78.9%)	85.0% (80.0%)	85.7% (80.1%)	86.0% (80.7%)
就職率	8.3% (17.4%)	7.6% (15.7%)	7.0% (14.7%)	6.5% (14.2%)	6.4% (14.0%)

（出典：文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本統計」より作成）

※ 高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

■参考図表 29：生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を 卒業した子ども		高等学校等を 卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (令和5年4月1日現在)	神奈川県	94.7%	0.3%	46.9%	33.6%
	全国	92.5%	1.3%	42.9%	39.1%
児童養護施設等の子ども (令和5年5月1日現在)	神奈川県	100.0%	0%	34.6%	57.7%
	全国	94.8%	1.4%	38.9%	51.6%

（出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」及び次世代育成課資料より作成）

※ 神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

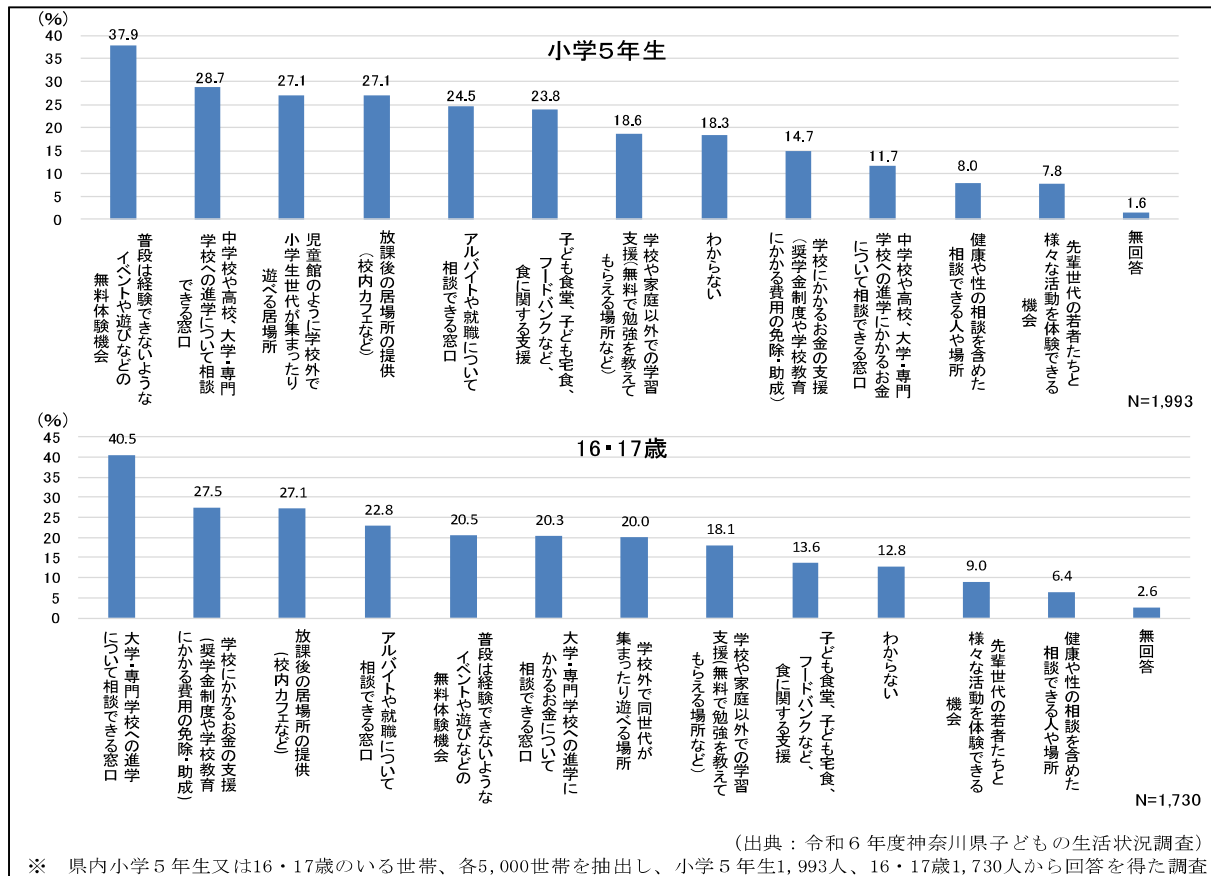
※ 高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

キ 希望する支援

困難な状況にあるときに希望する行政支援として、小学5年生では「普段は経験できないようなイベントや遊びなどの無料体験機会」（37.9%）、16・17歳では「大学・専門学校への進学について相談できる窓口」（40.5%）を望む意見が多くみられました。

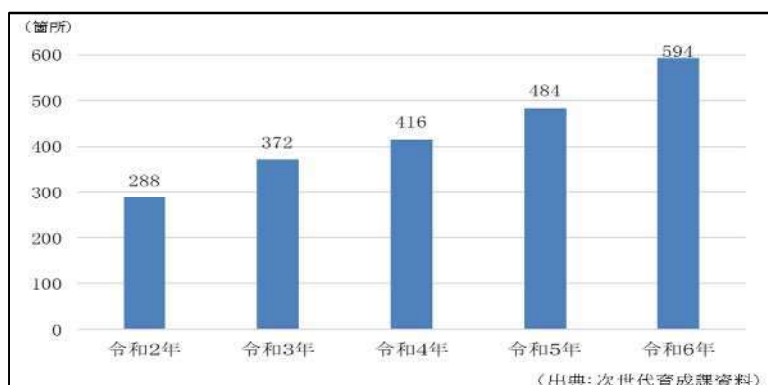
■参考図表 30：希望する行政支援



ク 民間の取組

コロナ禍や物価高騰を背景に、地域で子どもの食の支援や居場所づくりに取り組む活動が広がっています。県内の子ども食堂の数は、年々増加し、令和2年に比べ、令和6年の数は306箇所増加しています。

■参考図表 31：子ども食堂数の推移（神奈川県）

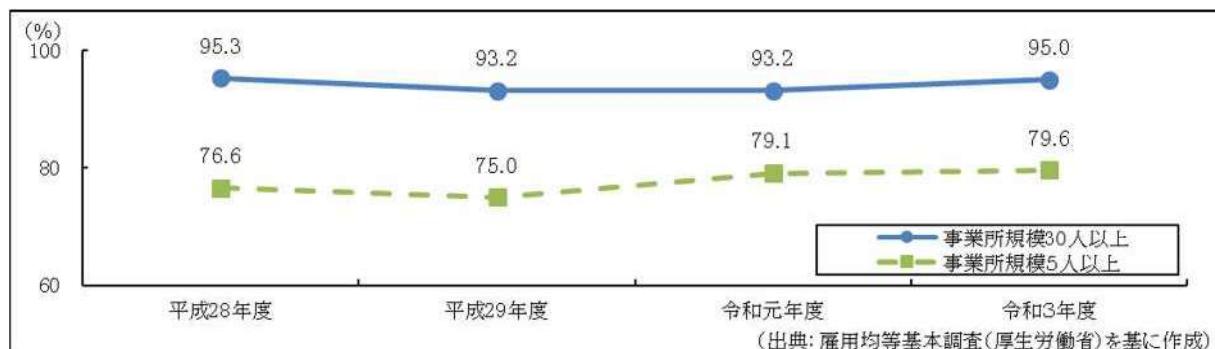


(9) 企業による取組の状況

全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和3年度で、事業者規模30人以上では95.0%、事業者規模5人以上では79.6%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和5年度で67.2%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

■参考図表32：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■参考図表33：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■参考図表34：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）

